

田原市立福江中学校父母教師の会会則

第1条 この会は、田原市立福江中学校父母教師会(PTA)と称し、事務所を福江中学校に置く。

第2条 この会は、家庭と学校とが緊密に協力しあって生徒の福祉を増進するとともに、学校教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 学校教育について、父母と教師が連絡協議し、これの振興を図る。
- (2) 家庭教育・校外生活指導の充実・補導に努める。
- (3) 学校施設の改善・充実を図る。
- (4) 会員相互の親睦と教養の向上に努める。
- (5) 生徒及び会員の福祉厚生を図る。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項を行う。

第4条 この会は、福江中学校の父母、教職員並びに、この会の趣旨に賛同した者をもって組織する。

第5条 この会に、次の役員をおき会務を掌理する。

会 長	1名	会務を総理する。
副 会 長	2名	会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
委 員 長	4名	委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
書 記	1名	諸帳簿の保管・整理並びに会合の通知をする。
会 計	1名	経理を掌理する。
会計監査	2名	会計事務を監督する。
顧 問	1名	学校長をあてる。

第6条 役員の任期は1か年とし、再選を妨げない。

第7条 この会に、参与若干名を置く。参与はこの会の目的達成に参与する。

第8条 この会には次の機関を置く。

1 総会 年1回、年度初めに開き・予算・決算・事業・会則の変更、その他必要な事項を審議する。

2 委員会 委員会は次の通りとする。

委員は各学年PTAをもってあてる。ただし、予算会計委員は役員をもってあてる。

(1) 予算会計委員会 会費収納事務を行い、予算編成・執行に関する諮問機関となる。

(2) 広報委員会 会の広報活動を掌り、会員相互の緊密化をはかる。

(3) 教養委員会 会員の教養・研鑽に関する事業の企画・執行を掌る。

(4) 生活委員会 生徒の生活指導に関し、学校教育に協力する。

(5) 厚生委員会 生徒の福祉に関し、学校教育に協力する。

3 役員会 会務全般に関し、会長の諮問に応ずる。

第9条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第10条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 この会に必要な細則は、別に定める。

附 則

第12条 この規約は、昭和53年4月1日より施行する。

一部改正 平成3年4月1日

一部改正 平成8年4月1日

一部改正 平成10年4月1日

一部改正 平成14年4月1日

一部改正 平成17年10月1日

田原市立福江中学校父母教師会細則

第1条 この細則は、福江中学校父母教師会会則第11条により、これを定める。

第2条 この会の役員・委員は、次の選出方法による。

- (1) 会 長 地区の推挙により総会において選任する。
- (2) 副 会 長 地区の推挙により総会において選任する。
- (3) 会計監査 地区の推挙により総会において選任する。
- (4) 委 員 長 各委員の互選による。
- (5) 書記・会計 福江中学校職員の互選による。
- (6) 学年PTA 役員並びに委員の推挙により、選任する。

第3条 この会の単位組織を学年PTAとし、生徒指導に関し父母と教師の連絡協議を行う。互選による世話人(男女各1名)と学年担当教師で運営する。必要に応じて学年または学級PTAを開くことができる。

第4条 この会の会費は、月額250円とする。

第5条 この会の弔慰は、別に定める。

福江中学校父母教師会弔慰規定

福江中学校父母教師会の弔慰は次のように定める。

1 香 料

- ・ 生徒の両親の場合 3,000円
- ・ 生徒の場合 3,000円
- ・ 職員、役員、委員の家族の場合 3,000円

福江中学校 P T A 組織図



